

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の二十一の三の二まで（現行のとおり）            (一般管理口座の開設)</p> <p>第四条の二十一の四（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <table border="1"> <tr> <td>都内削減量</td><td>           一 当該都内削減量を算定する事業所等<u>を所有する者</u>（<u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u>）            二 <u>当該都内削減量を算定する事業所等の使用者</u>（<u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u>）         </td></tr> <tr> <td>都外削減量</td><td>一から三まで（現行のとおり）</td></tr> <tr> <td>環境価値換算量</td><td>一から三まで（現行のとおり）</td></tr> <tr> <td>その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの</td><td>（現行のとおり）</td></tr> </table> <p>四及び五（現行のとおり）</p> <p>2から6まで（現行のとおり）</p>	都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等 <u>を所有する者</u> （ <u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u> ） 二 <u>当該都内削減量を算定する事業所等の使用者</u> （ <u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u> ）	都外削減量	一から三まで（現行のとおり）	環境価値換算量	一から三まで（現行のとおり）	その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の二十一の三の二まで（略）            (一般管理口座の開設)</p> <p>第四条の二十一の四（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>都内削減量</td><td>           一 当該都内削減量を算定する事業所等の<u>設備更新等の権限を有する者</u>            二 <u>前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者</u> </td></tr> <tr> <td>都外削減量</td><td>一から三まで（略）</td></tr> <tr> <td>環境価値換算量</td><td>一から三まで（略）</td></tr> <tr> <td>その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの</td><td>（略）</td></tr> </table> <p>四及び五（略）</p> <p>2から6まで（略）</p>	都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等の <u>設備更新等の権限を有する者</u> 二 <u>前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者</u>	都外削減量	一から三まで（略）	環境価値換算量	一から三まで（略）	その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの	（略）
都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等 <u>を所有する者</u> （ <u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u> ） 二 <u>当該都内削減量を算定する事業所等の使用者</u> （ <u>設備更新等の権限を有する者に限る。</u> ）																
都外削減量	一から三まで（現行のとおり）																
環境価値換算量	一から三まで（現行のとおり）																
その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの	（現行のとおり）																
都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等の <u>設備更新等の権限を有する者</u> 二 <u>前号に規定する者から当該都内削減量の発行を受けることについて同意を得た者</u>																
都外削減量	一から三まで（略）																
環境価値換算量	一から三まで（略）																
その他削減量 のうち第四条の十三第一号に該当するもの	（略）																

第四条の二十一の五から第八十三条まで (現行のとおり)

附 則

1から9まで (現行のとおり)

(災害、猛暑、厳寒等に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例)

△ 災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足に対応するため、令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
別表第一一の項算定方法の欄イ	(現行のとおり)	(現行のとおり)
別表第一一の項算定方法の欄ロ	(現行のとおり)	(現行のとおり)
別表第一一の項算定方法の欄ハ	(現行のとおり)	(現行のとおり)

第四条の二十一の五から第八十三条まで (略)

附 則

1から9まで (略)

(災害、猛暑、厳寒等に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例)

△ 災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足に対応するため、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第四条第一項	(略)	(略)
別表第一一の項算定方法の欄イ	(略)	(略)
別表第一一の項算定方法の欄ロ	(略)	(略)
別表第一一の項算定方法の欄ハ	(略)	(略)

<u>別表第一 一の項算定 方法の欄ニ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等で 再生可能エネルギーを変換して得られ た熱であって、当該事業所等における事 業活動に伴い使用されているもののう ち当該温室効果ガス排出事業者が電気 等の環境価値を保有していない量又は 知事が別に定めるバイオマス燃料を熱 源とする熱の量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した熱の量</u>	<u>別表第一 一の項算定 方法の欄へ (一)</u>	<u>熱使用量(当該熱供給事業者から供給さ れたものに限る。)</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した熱使用 量</u>
<u>別表第一 一の項算定 方法の欄ホ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等で 再生可能エネルギーを変換して得られ た電気であって、当該事業所等における 事業活動に伴い使用されているもの うち当該温室効果ガス排出事業者が電 気等の環境価値を保有していない量又 は知事が別に定めるバイオマス燃料で 発電した量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した電気の 量</u>	<u>別表第一 一の項算定 方法の欄へ (二)及び(三)</u>	<u>電気使用量(当該電気供給事業者から供 給されたものに限る。)</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した電気使 用量</u>
<u>別表第一 一の項算定 方法の欄へ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所外か ら供給される再生可能エネルギーを変 換して得られた熱であって、当該事業所 等における事業活動に伴い使用されて いるもののうち当該温室効果ガス排出 事業者が電気等の環境価値を保有して いない量又は知事が別に定めるバイオ マス燃料を熱源とする熱の量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した熱の量</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>別表第一 一の項算定 方法の欄ト</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所外か ら供給される再生可能エネルギーを変 換して得られた電気であって、当該事業 所等における事業活動に伴い使用され ているもののうち当該温室効果ガス排 出事業者が電気等の環境価値を保有し ていない量又は知事が別に定めるバイ オマス燃料で発電した量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した電気の 量</u>			
<u>別表第一の 三 算定方 法の欄イ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等に おける事業活動に伴いその本来の用途 に従って使用された当該燃料の量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した当該燃 料の量</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>別表第一の 三 算定方 法の欄ロ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等に おける事業活動に伴い使用された他人 から供給された当該熱の量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した当該熱 の量</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>別表第一の 三 算定方 法の欄ハ</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等に おける事業活動に伴い使用された他人 から供給された電気の量</u>	<u>知事が別に 定める方法 により算定 した電気の 量</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>別表第一の</u>	<u>温室効果ガス排出事業者の事業所等で</u>	<u>知事が別に</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>三 算定方 法の欄二</u>	再生可能エネルギーを変換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量	定める方法により算定した当該熱の量			
<u>別表第一の 三 算定方 法の欄ホ</u>	温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量	知事が別に定める方法により算定した電気の量	(新設)	(新設)	(新設)

11 (現行のとおり)

(新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特例)

12 (現行のとおり)

第四条の五第 二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の六の 二第三項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の七第 四項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第四条の八第 一項第一号	(現行のとおり)	(現行のとおり)

11 (略)

(新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特例)

12 (略)

第四条の五第 二項	(略)	(略)
第四条の六の 二第三項	(略)	(略)
第四条の七第 四項	(略)	(略)
第四条の八第 一項第一号	(略)	(略)

第四条の八第一項第二号	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の八第一項第二号	(略)	(略)
第四条の八第一項第三号	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の八第一項第三号	(略)	(略)
第四条の九第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の九第一項	(略)	(略)
第四条の九第一項第一号	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の九第一項第一号	(略)	(略)
第四条の九第一項第二号	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の九第一項第二号	(略)	(略)
第四条の十八第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の十八第一項	(略)	(略)
第四条の十九第三項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の十九第三項	(略)	(略)
第四条の二十第一項	経過した日	経過した日。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年東京都規則第百四十二号。以下この項において「一部改正規則」という。）による改正前の第四条の二十第一項において、削減義務率を減少する期間の開始の年	第四条の二十第一項	経過した日	経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年度の場合又は条例第五条の八の二第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあった場合においては、第四条の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年

		度が令和二年度の場合又は条例第五条の八の二第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの間にあった場合においては、 <u>一部改正規則による改正前の</u> 第四条の二十第三項第一号に掲げる事業者については同年十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日		十二月末日まで、同項第二号に掲げる事業者については同年十一月末日
第四条の二十一の五の二第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の二十一の五の二第一項	(略) (略)
第四条の二十一の十四第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の二十一の十四第一項	(略) (略)
第四条の二十一の十八	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の二十一の十八	(略) (略)
第四条の二十三第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の二十三第一項	(略) (略)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)		(略) (略)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)		(略) (略)
第四条の二十	(現行のとおり)	(現行のとおり)	第四条の二十	(略) (略)

六第二項	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)	(現行のとおり)
第五条の十九 第一項	(現行のとおり)	(現行のとおり)

13 (現行のとおり)

別表第一

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	<p>次に掲げるイからトまでの量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を除く。)を合算した量からチの量を減じる方法</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分に応じた熱排出係数(当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ハ 排出量算定期間において温室効果ガ</p>

六第二項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第五条の十九 第一項	(略)	(略)

13 (略)

別表第一

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	<p>次に掲げる量(熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るもの)を除く。)を合算する方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。以下この表において「熱使用量」という。)に、当該熱の区分に応じた熱排出係数(当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。)として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ハ 排出量算定期間において温室効果ガ</p>

ス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の電気排出係数（当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。）として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ニ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ホ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境

ス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（千キロワット時で表した量をいう。以下この表において「電気使用量」という。）に、当該電気の電気排出係数（当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。）として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ニ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

ホ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価

価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量  
(千キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

～排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを変換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料を熱源とする熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

価値を保有していない量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

～指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所(以下へにおいて「指定地球温暖化対策事業所等」という。)にあっては、次の(一)及び(二)の量を減じ、(三)の量を加えて得られる量(第四条の十七各項、第四条の十九第一項又は同条第六項各号に係る温室効果ガスの排出の量を算定する場合を除く。)

(一) 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に熱を供給した事業者(以下(一)において「熱供給事業者」という。)の熱排出係数が特に低い値として知事が別に定める値以下であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該熱供給事業者の熱排出係数、熱使用量(当該熱供給事業者から供給されたものに限る。)等に基づき知事が別に定める方法により算定される量

(二) 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に電気を供給した事業者(以下(二)及び(三)において「電気供給事業

者」という。)の電気排出係数が特に低い値として知事が別に定める値以下であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該電気供給事業者の電気排出係数、電気使用量(当該電気供給事業者から供給されたものに限る。)等に基づき知事が別に定める方法により算定される量

(三) 指定地球温暖化対策事業所等が、電気供給事業者の電気排出係数が特に高い値として知事が別に定める値以上であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該電気供給事業者の電気排出係数、電気使用量(当該電気供給事業者から供給されたものに限る。)等に基づき知事が別に定める方法により算定される量

(新設)

ト 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所外から供給される再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量又は知事が別に定めるバイオマス燃料で発電した量(千キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ず

	<p><u>る方法により算定される量</u>  <u>チ 知事が定める口座その他これに類似するものに記録された電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。）を規則第四条の十二第三項の方</u>  <u>法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量</u></p>	(新設)
二 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
三 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
四 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
五 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
六 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
七 六ふつ化硫黄	(現行のとおり)	(略)
八 ((現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
九 (現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)
備考 (現行のとおり)		
付表第一		
項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	石炭の生産、原油 若しくは天然ガス	次に掲げる量を合算して得られる量 <u>イ 知事が別に定める石炭の採掘ごと</u>
備考 (略)		
付表第一		
項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	原油又は天然ガス の試掘、性状に関	次に掲げる量を合算して得られる量 (新設)

<p><u>の試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産</u></p>	<p><u>に、排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>口 (現行のとおり)</p> <p>ハ (現行のとおり)</p> <p>三 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) (現行のとおり)</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が<u>二十五度</u>で圧力が<u>一バール</u>の状態（以下「<u>標準環境状態</u>」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>	<p><u>する試験又は生産</u></p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が<u>零度</u>で圧力が<u>一気圧</u>の状態（以下「<u>標準状態</u>」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
---	---	------------------------	---

	<p>(三) (現行のとおり)</p> <p>ホ 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ヘ 排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の量（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>(三) (略)</p> <p>(新設)</p>
二	<p>セメントクリンカー、生石灰若しくはソーダ石灰ガラスの製造又は炭酸塩の使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>ロ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当</p>	<p>二</p> <p>セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当</p>

たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量 (三の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量（トンで表した量をいう。）を除く。)

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(一) 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(二) 知事が別に定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるもの）を除く。以下(一)及び(二)において

たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

同じ。）ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

（一）炭酸塩を含有する鉱物で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間ににおいて使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

（一）排出量算定期間ににおいてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

		<p><u>める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>(二) 知事が別に定める炭酸塩ごとに、排出量算定期間において使用された当該炭酸塩（ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p>		<p>(二) 排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
三	アンモニア、炭化けい素、炭化カルシウム、 <u>二酸化チタン</u> 、ソーダ灰若しくはエチレン等の製造又はカーバイド法アセチレンの使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ、ロ及びハ（現行のとおり）</p> <p>ニ 知事が別に定める二酸化チタンの製造方法ごとに、排出量算定期間ににおいて当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当た</p>	三	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ、ロ及びハ（略）</p> <p>ニ 排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる</p>

			量
			(新設)
			(新設)

りの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

ヘ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(一) エチレン

(二) クロロエチレン

(三) 酸化エチレン

(四) アクリロニトリル

(五) カーボンブラック

(六) 無水フタル酸

		<p>(七) 無水マレイン酸</p> <p>(八) 水素（アンモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）</p> <p>ト（現行のとおり）</p>		
四	炭素電極の電気炉における使用、鉄鋼の製造における鉱物の使用又は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間における電気炉（知事が別に定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定めるガスごとに、排出量算定期間における鉄鋼の製造に</p>	四	<p>電気炉を使用した粗鋼の製造</p> <p>ホ（略）</p>

		<p><u>において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		
五	<u>潤滑油等の使用又は溶剤の焼却</u>	<p><u>次に掲げる量を合算して得られる量</u></p> <p><u>イ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p><u>(一) 潤滑油</u></p> <p><u>(二) グリース</u></p> <p><u>(三) パラフィンろう</u></p>	(新設)	(新設)

		<p>ロ <u>排出量算定期間において焼却された溶剤（揮発性有機化合物（メタンを除く。）を含むものに限る。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p>		
六	<u>ドライアイスの製造若しくは使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは使用</u>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ <u>排出量算定期間においてドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</u></p> <p>ロ <u>排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</u></p> <p>ハ <u>排出量算定期間においてボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</u></p>	五	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ <u>排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</u></p> <p>ロ <u>排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</u> (新設)</p>

		<p><u>ニ 排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</u></p>		(新設)
七	<u>耕地における肥料の使用</u>	<p><u>次に掲げる量を合算して得られる量</u></p> <p><u>イ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p><u>ロ 知事が別に定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるもの）を除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出さ</u></p>	(新設)	(新設)

	<p><u>れるトンで表した二酸化炭素の量と</u>  <u>して知事が別に定める係数を乗じて</u>  <u>得られる量を算定し、当該炭酸塩ご</u>  <u>とに算定した量を合算して得られる</u>  <u>量</u></p> <p><u>ハ 排出量算定期間における耕地にお</u>  <u>いて肥料として使用された尿素の量</u>  <u>(トンで表した量をいう。) に、当</u>  <u>該尿素の一トン当たりの使用に伴い</u>  <u>排出されるトンで表した二酸化炭素</u>  <u>の量として知事が別に定める係数を</u>  <u>乗じて得られる量</u></p>		
八	<p>廃棄物の焼却又は 廃棄物燃料の使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定める廃棄物ごとに、 排出量算定期間において<u>焼却された</u> 当該廃棄物の量（トンで表した量を いう。）に、当該廃棄物の区分に応 じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却 に伴い排出されるトンで表した二酸 化炭素の量として知事が別に定める 係数を乗じて得られる量を算定し、 当該廃棄物ごとに算定した量を合算 して得られる量</p>	六	<p>廃棄物の焼却<u>若し</u> <u>くは製品の製造の</u> <u>用途への使用又は</u> 廃棄物燃料の使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定める廃棄物ごとに、 排出量算定期間において<u>焼却され、</u> <u>又は知事が別に定める製品の製造の</u> <u>用途に供された</u>当該廃棄物の量（ト ンで表した量をいう。）に、当該廃 棄物の区分に応じ当該廃棄物の一ト ン当たりの焼却又は使用に伴い排 出されるトンで表した二酸化炭素の量 として知事が別に定める係数を乗じ て得られる量を算定し、当該廃棄物 ごとに算定した量を合算して得られ る量</p>

□ (現行のとおり)

付表第二

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料の使用、コークスの製造又は電気炉における電気の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

□ (略)

付表第二

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用又は電気炉における電気の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

		<p>口 <u>排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u>          ハ (現行のとおり)</p>		(新設)
二	<u>石炭の生産、木炭の製造、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の輸送若しくは精製、天然ガスの輸送、都市ガスの製造若しくは供給又は地熱発電施設における蒸気の生産</u>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量          イ (現行のとおり)</p> <p>口 <u>排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u>          ハ (現行のとおり)          ニ (現行のとおり)          ホ 次に掲げる量を合算して得られる量          (一) (現行のとおり)          (二) 排出量算定期間において生産さ</p>	<p>口 <u>石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の精製又は都市ガスの製造</u></p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量          イ (略)          (新設)</p> <p>口 (略)          ハ (略)          ニ 次に掲げる量を合算して得られる量          (一) (現行のとおり)          (二) 排出量算定期間において生産さ</p>

れた天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

（三）（現行のとおり）

（削る）

（削る）

れた天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量

（三）（現行のとおり）

ホ 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排

				<p><u>出されるトンで表したメタンの量と して知事が別に定める係数を乗じて 得られる量を算定し、当該原料ごと に算定した量を合算して得られる量</u> (新設)</p>
		<p>へ <u>次に掲げる量を合算して得られる 量</u></p> <p>(一) <u>知事が別に定める原油ごとに、 排出量算定期間において輸送され た当該原油の量（キロリットルで 表した量をいう。）に、当該原油 の区分に応じ当該原油の一キロリ ットル当たりの輸送に伴い排出さ れるトンで表したメタンの量とし て知事が別に定める係数を乗じて 得られる量を算定し、当該原油ご とに算定した量を合算して得られ る量</u></p> <p>(二) <u>知事が別に定める原油ごとに、 排出量算定期間において精製され た当該原油の量（キロリットルで 表した量をいう。）に、当該原油 の区分に応じ当該原油の一キロリ ットル当たりの精製に伴い排出さ れるトンで表したメタンの量とし て知事が別に定める係数を乗じて</u></p>		

		<p><u>得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>ト <u>排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p> <p>チ <u>次に掲げる量を合算して得られる量</u></p> <p>(一) <u>知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>	(新設)
--	--	--	------

		<p><u>(二) 排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p> <p><u>リ 排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の量（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p>		
三	<u>エチレン等の製造</u>	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ <u>エチレン</u></p>		(新設)
三	<u>カーボンブラック等の製造</u>	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ <u>カーボンブラック</u></p>		

		<p>ロ <u>酸化エチレン</u>      ハ <u>カーボンブラック</u>      ニ <u>スチレン</u>      (削る)      (削る)</p>			<p>ロ <u>ヨークス</u>      ハ <u>エチレン</u>      ニ <u>一・二ジクロロエタン</u>      ホ <u>スチレン</u>      ヘ <u>メタノール</u></p>
四	家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理を除く。）	(現行のとおり)	四	家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理を除く。）	(略)
五	家畜の排せつ物の管理	<p>次に掲げる量を合算して得られる量      イ (現行のとおり)</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ <u>知事が別に定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、排出量算定期間において放牧された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区</u></p>	五	<p>次に掲げる量を合算して得られる量      イ (略)</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ <u>排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの</u></p>	

		<p><u>分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		<p>量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
六	稻作	(現行のとおり)	六	稻作 (略)
七	植物性の物の焼却	(現行のとおり)	七	植物性の物の焼却 (略)
八	廃棄物の埋立処分	(現行のとおり)	八	廃棄物の埋立処分 (略)
九	堆肥の生産	<p><u>知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		(新設) (新設)
土	廃棄物の焼却	<p><u>次に掲げる量を合算して得られる量</u> イ 一般廃棄物の焼却施設で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼</p>		(新設) (新設)

		<p><u>却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>ロ 知事が別に定める産業廃棄物ごとに、<u>排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		
土二	工場廃水、下水、 し尿等の処理	(現行のとおり)	九	工場廃水、下水、 し尿等の処理 (略)
	(削る)	(削る)	土	<u>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃</u> <u>次に掲げる量を合算して得られる量</u> <u>イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの知事が別に定める施設を除く。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算</u>

			<u>料の使用</u>	<p><u>定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>ロ <u>知事が別に定める産業廃棄物（ハの知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>ハ <u>製品の製造のために廃棄物を使用する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物ごと</u></p>
--	--	--	-------------	---

に、排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

二 燃料を燃焼の用に供する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄

--	--	--

物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

付表第三

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料の使用	燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに <u>知事が別に定める燃料ごとに</u> 、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

--	--	--

付表第三

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用	燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに <u>廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに</u> 、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量

	二 木炭の製造又は 原油若しくは天 然ガスの性状に 関する試験若し くは生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において製造され た木炭の量（トンで表した量をい う。）に、当該木炭の一トン当たり の製造に伴い排出されるトンで表し た一酸化二窒素の量として知事が別 に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ （現行のとおり）</p> <p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる 量</p> <p>（一）（現行のとおり）</p> <p>（二）排出量算定期間において生産さ れた天然ガスの量（標準環境状態 に換算した立方メートルで表した 量をいう。）に、当該天然ガスの一立 方メートル当たりの生産に伴 い排出されるトンで表した一酸化 二窒素の量として知事が別に定め る係数を乗じて得られる量</p>	二 原油又は天然ガ スの性状に関す る試験又は生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 (新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる 量</p> <p>（一）(略)</p> <p>（二）排出量算定期間において生産さ れた天然ガスの量（標準状態に換 算した立方メートルで表した量を いう。）に、当該天然ガスの一立 方メートル当たりの生産に伴い排 出されるトンで表した一酸化二窒 素の量として知事が別に定める係 数を乗じて得られる量</p>
三	アジピン酸、硝酸 又はカプロラク タムの製造	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期 間において製造された当該製品の量 (トンで表した量をいう。)に、当該 製品の区分に応じ当該製品の一トン當 たりの製造に伴い排出されるトンで表 した一酸化二窒素の量として知事が別</p>	三 アジピン酸又は 硝酸の製造	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期 間において製造された当該製品の量 (トンで表した量をいう。)に、当該 製品の区分に応じ当該製品の一トン當 たりの製造に伴い排出されるトンで表 した一酸化二窒素の量として知事が別</p>

		に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 イ及びロ (現行のとおり) <u>ハ カプロラクタム</u>		に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 イ及びロ (略) (新設)
四	麻酔剤の使用	(現行のとおり)	四	麻酔剤の使用 (略)
五	<u>半導体素子等の 製造</u>	<u>排出量算定期間において半導体素子、 半導体集積回路若しくは液晶デバイス の加工の工程におけるドライエッchin グ又はこれらの製造装置の洗浄に使用 された一酸化二窒素の量 (トンで表し た量をいう。) に、当該一酸化二窒素 の一トン当たりの使用に伴い排出され るトンで表した一酸化二窒素の量とし て知事が別に定める係数を乗じて得ら れる量から、当該一酸化二窒素のうち 適正に処理されたものの量 (トンで表 した量をいう。) を控除して得られる 量</u>	(新設)	(新設)
六	家畜の排せつ物 の管理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ (現行のとおり) ロ イの知事が別に定める家畜以外の 家畜で知事が別に定めるものごと に、排出量算定期間において飼養さ れた当該家畜の平均的な頭羽数に、	五	家畜の排せつ物 の管理 次に掲げる量を合算して得られる量 イ (略) ロ イの知事が別に定める家畜以外の 家畜で知事が別に定めるものごと に、排出量算定期間において飼養さ れた当該家畜の平均的な頭数に、当

		<p>当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ <u>知事が別に定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、排出量算定期間において放牧された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		<p>該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ <u>排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p>
七	耕地又は林地における肥料の使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ及びロ（現行のとおり）</p> <p>ハ <u>排出量算定期間における林地において使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二</u></p>	六	<p>耕地における肥料の使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ及びロ（略） (新設)</p>

		<u>窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u>			
八	植物性の物の焼却	(現行のとおり)	七	植物性の物の焼却	(略)
九	堆肥の生産	<u>知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</u>		(新設)	(新設)
土	廃棄物の焼却	<u>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、</u>		(新設)	(新設)

		<p><u>当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>□ 知事が別に定める廃棄物（イの知事が別に定める焼却施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>		
土 二	工場廃水、下水、 し尿等の処理	(現行のとおり)	八	工場廃水、下水、 し尿等の処理
	(削る)	(削る)	九	<p><u>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</u></p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ロの知事が別に定める施設を除く。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼</p>

却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 知事が別に定める廃棄物（イの知事が別に定める焼却施設及びロの知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量算定期間において焼却された当該廃

棄物の量（トンで表した量をいう。）  
に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃  
棄物の一トン当たりの焼却に伴い排  
出されるトンで表した一酸化二窒素  
の量として知事が別に定める係数を  
乗じて得られる量を算定し、当該廃  
棄物ごとに算定した量を合算して得  
られる量

ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で知  
事が別に定めるものごとに知事が別  
に定める廃棄物燃料ごとに、排出量  
算定期間においてその本来の用途に  
従って当該施設において使用された  
当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃  
料の区分に応じ、知事が別に定める  
単位で表した量をいう。）に、当該  
廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物  
燃料の一当該単位当たりの使用に伴  
い排出されるトンで表した一酸化二  
窒素の量として知事が別に定める係  
数を乗じて得られる量を算定し、当  
該廃棄物燃料ごとに算定した量を合  
算して得られる量を算定し、当該施  
設ごとに算定した量を合算して得ら  
れる量

付表第四

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	(現行のとおり)
二	<u>マグネシウム合金の鋳造</u>	<u>排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</u>
三	<u>半導体素子等の製造</u>	<u>次に掲げる量を合算して得られる量</u> <u>イ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッティング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該ハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控</u>

付表第四

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

		<p><u>除して得られる量</u></p> <p>ロ 知事が別に定めるパーカーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッ칭又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーカーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーカーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーカーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したトリフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーカーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p>		
四	冷凍空気調和機器、プラスチック若しくは噴霧器の製造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造</p>	二	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造</p>

		<p>に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量（削る）</p> <p><u>(一)</u> (現行のとおり)</p> <p><u>(二)</u> (現行のとおり)</p> <p>(二) (現行のとおり)</p> <p>口からニまで (現行のとおり)</p> <p>ホ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製</p>		<p>に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p><u>(一)</u> 家庭用電気冷蔵庫 (略)</p> <p><u>(二)</u> (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>口からニまで (略)</p> <p>ホ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製</p>
--	--	---	--	--

	<p>品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(一) 家庭用電気冷蔵庫      (二) 家庭用エアコンディショナー      (三) 業務用冷凍空気調和機器      (四) 自動販売機  <u>(五) 自動車用エアコンディショナー</u>      ヘ (現行のとおり)</p> <p>ト <u>排出量算定期間において噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</u></p> <p>チ (現行のとおり)      (削る)</p>		<p>品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(一) 家庭用電気冷蔵庫      (二) 家庭用エアコンディショナー      (三) 業務用冷凍空気調和機器      (四) 自動販売機      (新設)      ヘ (略)</p> <p>ト <u>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</u></p> <p>(一) <u>噴霧器</u>      (二) <u>消火剤</u></p> <p>チ (略)</p> <p>リ <u>排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デ</u></p>
--	---	--	---

			<u>バイスの加工の工程におけるドライエッティング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</u>		
五	溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用	(現行のとおり)			
備考 (現行のとおり)					
付表第五		付表第五			
項	事業活動	温室効果ガスの排出の量	項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
	(削る)	(削る)	二	<u>アルミニウムの 製造</u>	<u>知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において製造されたアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニ</u>

			<u>ウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</u>
二	パーフルオロカーボンの製造	(現行のとおり)	
三	半導体素子等の製造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ及びロ (現行のとおり)</p> <p><u>ハ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量</u></p>	

(トンで表した量をいう。) を控除して得られる量を算定し、当該パフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 知事が別に定めるハイドロフルオロカーボンごとに、排出量算定期間ににおいて半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量  
(トンで表した量をいう。) に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーカーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーカーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 知事が別に定めるハイドロフルオ

(新設)

(新設)

ロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

へ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふつ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当

(新設)

		<p><u>該三ふつ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</u></p> <p><u>ト 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</u></p>		
<u>三</u>	溶剤等としての	(現行のとおり)	<u>(新設)</u>	

	パーフルオロカーボンの使用	
四	鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄	排出量算定期間において廃棄された鉄道事業又は軌道事業の用に供されていた整流器に封入されていたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
備考 (現行のとおり)		

付表第六

項目	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	マグネシウム合金の鋳造	排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用された <u>六ふつ化硫黄</u> の量（トンで表した量をいう。）
二	<u>六ふつ化硫黄</u> の製造	排出量算定期間において製造された <u>六ふつ化硫黄</u> の量（トンで表した量をいう。）に、当該 <u>六ふつ化硫黄</u> の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した <u>六ふつ化硫黄</u> の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
三	半導体素子等の	排出量算定期間において半導体素子、

	パーフルオロカーボンの使用	
		(新設)
備考 (略)		

付表第六

項目	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	マグネシウム合金の鋳造	排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用された <u>六ふつ化硫黄</u> の量（トンで表した量をいう。）
二	<u>六ふつ化いおう</u> の製造	排出量算定期間において製造された <u>六ふつ化いおう</u> の量（トンで表した量をいう。）に、当該 <u>六ふつ化いおう</u> の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した <u>六ふつ化いおう</u> の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
	(新設)	(新設)

	<u>製造</u>	<u>半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</u>		
四	<u>電気機械器具の 製造等又は粒子 加速器の使用</u>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ　排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された<u>六ふつ化硫黄</u>の量（トンで表した量をいう。）に、当該<u>六ふつ化硫黄</u>の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した<u>六ふつ化硫黄</u>の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ　排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化硫黄</u>の量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機械</p>	三	<p><u>電気機械器具、半導体素子等の製造等</u></p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ　排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された<u>六ふつ化いおう</u>の量（トンで表した量をいう。）に、当該<u>六ふつ化いおう</u>の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した<u>六ふつ化いおう</u>の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ　排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化いおう</u>の量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機</p>

		<p>器具に封入されている一トン当たりの<u>六ふつ化硫黄</u>のうち一年間に排出されるトンで表した<u>六ふつ化硫黄</u>の量として知事が別に定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化硫黄</u>の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた<u>六ふつ化硫黄</u>のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ニ 排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化硫黄</u>の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた<u>六ふつ化硫黄</u>のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ホ <u>知事が別に定める粒子加速器ごとに、排出量算定期間において使用に</u></p>		<p>械器具に封入されている一トン当たりの<u>六ふつ化いおう</u>のうち一年間に排出されるトンで表した<u>六ふつ化いおう</u>の量として知事が別に定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化いおう</u>の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた<u>六ふつ化いおう</u>のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ニ 排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた<u>六ふつ化いおう</u>の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた<u>六ふつ化いおう</u>のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ホ <u>排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デ</u></p>
--	--	--	--	---

	<p><u>供されていた粒子加速器に封入され ていた六ふつ化硫黄の量（トンで表 した量をいう。）に、当該粒子加速 器の区分に応じ当該粒子加速器に封 入されている一トン当たりの六ふつ 化硫黄のうち一年間に排出されるト ンで表した六ふつ化硫黄の量として 知事が別に定める係数に当該粒子加 速器の使用期間の一年間にに対する比 率を乗じて得た数を乗じて得られる 量を算定し、当該粒子加速器ごとに 算定した量を合算して得られる量</u></p>		<p><u>バイスの加工の工程におけるドライ エッチング又はこれらの製造装置の 洗浄に使用された六ふつ化いおうの 量（トンで表した量をいう。）に、 当該六ふつ化いおうの一トン当たり の使用に伴い排出されるトンで表し た六ふつ化いおうの量として知事が 別に定める係数を乗じて得られる量 から、当該使用された六ふつ化いお うのうち適正に処理されたものの量 (トンで表した量をいう。)を控除 して得られる量</u></p>
--	---	--	--

付表第七

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	三ふつ化窒素の 製造	(現行のとおり)
二	半導体素子等の 製造	排出量算定期間において半導体素子、 半導体集積回路若しくは液晶デバイス の加工の工程におけるドライエッチング 又はこれらの製造装置の洗浄に使用 された三ふつ化窒素の量（トンで表し た量をいう。）に、当該三ふつ化窒素 の一トン当たりの使用に伴い排出され るトンで表した三ふつ化窒素の量とし て知事が別に定める係数を乗じて得ら

付表第七

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	三ふつ化窒素の 製造	(略)
二	半導体素子等の 製造	排出量算定期間において半導体素子、 半導体集積回路若しくは液晶デバイス の加工の工程におけるドライエッチング 又はこれらの製造装置の洗浄に使用 された三ふつ化窒素の量（トンで表し た量をいう。）に、当該三ふつ化窒素 の一トン当たりの使用に伴い排出され るトンで表した三ふつ化窒素の量とし て知事が別に定める係数を乗じて得ら

れる量から、当該三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

れる量から、当該使用された三ふつ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

別表第一の二

第一欄		第二欄	第三欄
二 原料炭	(一) 輸入原料炭	トン	二八・七
	(二) コークス用原 料炭	トン	二八・九
	(三) 吹込用原料炭	トン	二八・三
三 一般炭	(一) 輸入一般炭	トン	二六・一
	(二) 国産一般炭	トン	二四・二
三 輸入無煙炭	トン	二七・八	
四 石炭コークス	トン	二九・〇	
五 石油コークス、FCCコー ク	トン	三四・一	
六 コールタール	トン	(現行のとお り)	
七 石油アスファルト	トン	四〇・〇	
八 コンデンセート (NGL)	キロリットル	三四・八	
九 原油（前項に掲げるものを 除く。）	キロリットル	三八・三	
十 ガソリン	キロリットル	三三・四	
十一 ナフサ	キロリットル	三三・三	
十二 ジェット燃料油	キロリットル	三六・三	

別表第一の二

第一欄		第二欄	第三欄
二 原料炭	(新設)	トン	二九・〇
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
三 一般炭	(新設)	トン	二五・七
	(新設)	(新設)	(新設)
三 無煙炭	トン	二六・九	
四 コークス	トン	二九・四	
五 石油コークス	トン	二九・九	
六 コールタール	トン	(略)	
七 石油アスファルト	トン	四〇・九	
八 コンデンセート (NGL)	キロリットル	三五・三	
九 原油（前項に掲げるものを 除く。）	キロリットル	三八・二	
十 ガソリン	キロリットル	三四・六	
十一 ナフサ	キロリットル	三三・六	
十二 ジェット燃料油	キロリットル	三六・七	

十三 灯油	キロリットル	<u>三六・五</u>
十四 軽油	キロリットル	<u>三八・〇</u>
十五 A重油	キロリットル	<u>三八・九</u>
十六 B重油又はC重油	キロリットル	<u>四一・八</u>
十七 潤滑油	キロリットル	<u>四〇・二</u>
十八 液化石油ガス (LPG)	トン	<u>五〇・一</u>
十九 石油系炭化水素ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>四六・一</u>
二十 液化天然ガス (LNG)	トン	<u>五四・七</u>
二十一 天然ガス (前項に掲げ るものを除く。)	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>三八・四</u>
二十二 コークス炉ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>一八・四</u>
二十三 高炉ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>三・二三</u>
二十四 発電用高炉ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>三・四五</u>
二十五 転炉ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>七・五三</u>

十三 灯油	キロリットル	<u>三六・七</u>
十四 軽油	キロリットル	<u>三七・七</u>
十五 A重油	キロリットル	<u>三九・一</u>
十六 B重油又はC重油	キロリットル	<u>四一・九</u>
(新設)	(新設)	(新設)
十七 液化石油ガス (LPG)	トン	<u>五〇・八</u>
十八 石油系炭化水素ガス	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>四四・九</u>
十九 液化天然ガス (LNG)	トン	<u>五四・六</u>
二十 天然ガス (前項に掲げる ものを除く。)	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>四三・五</u>
二十一 コークス炉ガス	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>二一・一</u>
二十二 高炉ガス	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>三・四一</u>
(新設)	(新設)	(新設)
二十三 転炉ガス	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>八・四一</u>

<u>二十六</u> 都市ガス	標準環境状態 に換算した千 立方メートル	<u>四〇・〇</u>	<u>二十四</u> 都市ガス	標準状態に換 算した千立方 メートル	<u>四五・〇</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>二十五</u> 昼間の電気	<u>千キロワット</u> <u>時</u>	<u>九・九七</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>二十六</u> 夜間の電気	<u>千キロワット</u> <u>時</u>	<u>九・二八</u>
二十七 他人から供給された電 気	千キロワット 時	<u>八・六四</u>	二十七 他人から供給された 電気 <u>(前二項に掲げるものを 除く。)</u>	千キロワット 時	<u>九・七六</u>
二十八 蒸気(産業用のものに 限る。)	ギガジュール	<u>一・一七</u>	二十八 蒸気(産業用のものに 限る。)	ギガジュール	<u>一・〇二</u>
二十九 蒸気(前項に掲げるも のを除く。)、温水及び冷水	ギガジュール	<u>一・一九</u>	二十九 蒸気(前項に掲げるも のを除く。)、温水及び冷水	ギガジュール	<u>一・三六</u>
三十 前各項に掲げるもの以 外の燃料等	キロリットル (固体燃料は トン、液体燃 料は千立方メ ートル)	(現行のとお り)	三十 前各項に掲げるもの以 外の燃料等	キロリットル (固体燃料は トン、液体燃 料は千立方メ ートル)	(略)

#### 備考

- 一 二十六の項中第三欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、当該第三欄に掲げる値に代えて、標準環境状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適當と認める値を用いることができる。
- 二 二十七の項中「電気」とは、一般送配電事業者(電気事業法

#### 備考

- 一 二十四の項中第三欄に掲げる係数については、使用する都市ガスの組成に応じ、当該第三欄に掲げる値に代えて、標準状態に換算した千立方メートル当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が適當と認める値を用いることができる。
- 二 二十五の項及び二十六の項中「電気」とは、一般送配電事業

第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

(削る)

別表第一の三から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第一号様式の十四まで (現行のとおり)

第一号様式の十五 (別紙のとおり)

第一号様式の十六 (別紙のとおり)

第一号様式の十七 (別紙のとおり)

第一号様式の十八から第一号様式の二十一まで (現行のとおり)

第二号様式 (別紙のとおり)

第二号様式の二 (別紙のとおり)

第二号様式の三 (別紙のとおり)

第二号様式の四 (別紙のとおり)

第二号様式の五 (別紙のとおり)

第二号様式の六 (別紙のとおり)

第二号様式の七 削除

第二号様式の八 (別紙のとおり)

第二号様式の九 (別紙のとおり)

第二号様式の十 (別紙のとおり)

第二号様式の十一 (別紙のとおり)

第二号様式の十二 (別紙のとおり)

第二号様式の十三 (別紙のとおり)

者(電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。)が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

三 昼間とは、午前八時から午後十時までをいい、夜間とは午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第一の三から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第一号様式の十四まで (略)

第一号様式の十五 (別紙のとおり)

第一号様式の十六 (別紙のとおり)

第一号様式の十七 (別紙のとおり)

第一号様式の十八から第一号様式の二十一まで (現行のとおり)

第二号様式 (別紙のとおり)

第二号様式の二 (別紙のとおり)

第二号様式の三 (別紙のとおり)

第二号様式の四 (別紙のとおり)

第二号様式の五 (別紙のとおり)

第二号様式の六 (別紙のとおり)

第二号様式の七 (別紙のとおり)

第二号様式の八 (別紙のとおり)

第二号様式の九 (別紙のとおり)

第二号様式の十 (別紙のとおり)

第二号様式の十一 (別紙のとおり)

第二号様式の十二 (別紙のとおり)

第二号様式の十三 (別紙のとおり)

第二号様式の十四から第三十九号様式まで (現行のとおり)

第二号様式の十四から第三十九号様式まで (略)